

旧	新	備考（変更箇所）
 ピカラモバイル通信サービス契約約款 2025年2月1日 株式会社 S T N e t	 ピカラモバイル通信サービス契約約款 <u>2025年4月1日</u> 株式会社 S T N e t	適用日の変更

旧	新	備考（変更箇所）						
	附 則 （実施期日） 1 この改正約款は、2025年4月1日から実施します。 （特例措置） 2 2025年4月1日から2025年5月31日までの間に、ピカラモバイル契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、次の特例措置を実施します。 （1）料金表第1表第1（利用料金）1－2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。 ただし、1－2（料金額）に規定する金額が、料金表通則3（料金の計算方法）の規定により日割され、減額する料金額を超えない場合は、当該、日割後の金額を上限に減額します。 1 契約者回線ごと <table><tr><th>タイプ</th><th>適用する期間</th><th>減額する料金額 （税込価格）</th></tr><tr><td>音声&データ通信</td><td>回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から6カ月間 （回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から6カ月間）</td><td>400 円（440 円）</td></tr></table>	タイプ	適用する期間	減額する料金額 （税込価格）	音声&データ通信	回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から6カ月間 （回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から6カ月間）	400 円（440 円）	附則の追記
タイプ	適用する期間	減額する料金額 （税込価格）						
音声&データ通信	回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から6カ月間 （回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から6カ月間）	400 円（440 円）						